

Info
1

地元の資源を守ろう

河川や道路を大切にしましょう

河川と道路は、どちらも身近にある大切な資源や財産です。国土交通省では毎年「河川愛護月間」・「道路ふれあい月間」を定めています。この機会に、河川と道路の重要性や自分たちができることについて考えてみませんか。

問い合わせ 建設課管理係(☎35-0902)



■ 7月は「河川愛護月間」

毎年7月は「河川愛護月間」です。自然に恵まれた河川は、私たちの大切な資源や財産であり、地域社会に憩いと潤いを与えます。環境を守り、安全で美しい河川を未来に残しましょう。

■ 河川の美化活動へご協力ください

例年、市民の皆さんが地元の河川の除草など美化保全や愛護活動を実施しています。地元の皆さんの愛護活動が、河川の景観美化や災害予防につながっています。私たちの身近な自然空間である河川の大切さを再確認することにもつながりますので、ぜひ協力をお願いします。

リバーフレンドシップ

県が管理する河川での美化活動を行う際には、「リバーフレンドシップ」制度を活用ください。草刈刃、混合ガソリンなどの必要な資材の貸与や支給、保険加入を支援しています。詳しくは、市役所建設課へ問い合わせください。

※リバーフレンドシップに関する制度内容は、県ホームページ(右記)をご確認ください。



■ 8月は「道路ふれあい月間」

あまりに身近な存在で役割や重要性が見過ごされがちな道路。大切さを認識してもらうため、道路愛護活動や道路の正しい利用の啓発活動を実施しています。

■ 道路の大切さを考えましょう

国では、推進標語を募集したり、路面清掃や花壇整備などに取り組む道路愛護団体などを表彰したりしています。道路は、日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な公共施設です。道路愛護活動や、道路の正しい利用に心掛けましょう。

菊川市建設事業協同組合

菊川市建設事業協同組合では、毎年菊川・小笠2つの地区に分かれて道路愛護・河川愛護を隔年で行っています。今年、菊川地区を道路愛護、小笠地区を河川愛護として活動していただきます。



Info
2

浸水や道路の冠水の被害に遭わないために

稲わらなどを適切に処理しましょう



▲令和元年台風19号の影響で道路に流れ出た稲わら(嶺田地区内)

台風や大雨により、稲刈り後の稲わらや草が河川や水路に詰まると、浸水や道路の冠水、他人の敷地へ流出するなど、下流の地域に深刻な影響を与えます。生活に重大な支障をきたす恐れがありますので、注意しましょう。

問い合わせ 建設課管理係(☎35-0902)、農林課農業振興係(☎35-0938)、農林課土地改良係(☎35-0940)

水害による被害を防ぐために、稲刈り後の稲わらや草などが河川や水路に流れないようにしましょう。稲わらを長期間ほ場に置いたままにせず、刈り取り後速やかに土にすき込み、ほ場外へ搬出するなど適切な処理をお願いします。